

第2回阿蘇市議会会議録

1. 令和元年9月12日 午前10時00分 招集
2. 令和元年9月12日 午前10時00分 開会
3. 令和元年9月12日 午前11時00分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	15 番	五嶋義行
16 番	藏原博敏	17 番	古木孝宏
18 番	田中則次	19 番	河崎徳雄
20 番	湯浅正司		

欠席議員

14 番 田中弘子

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長	吉良玲二	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	松岡幸治
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	藤井栄治
会計管理者(会計課長)	大塚浩二	監査委員事務局長	種子野謙二
税務課長	市原修二	ほけん課長	藤田浩司
観光課長	秦美保子	住環境課長	古閑政則
阿蘇市コミュニティーセンター長	橋本堅規	市民課長	岩下まゆみ
まちづくり課長	荒木仁	水道課長	浅久野浩輝
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文	農業委員会事務局長	渡邊一倫
内牧支所長	加来隆浩	波野支所長	加藤勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 本山英二 議会事務局次長 山本繁樹
書記 山本悠未

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 令和元年第1回定例会で委員の選任同意及び推薦を適任とした方のご紹介について

日程第4 諸般の報告について（議長）

日程第5 諸般の報告について（市長）

日程第6 提案理由の説明

午前10時00分 開会

1 開会宣言

○議長（湯浅正司君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

令和元年第2回阿蘇市議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多忙のところ、本会議にご出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提出されます諸議案につきましては、後ほど市長から説明がありますが、議員各位におかれましては慎重に審査をしていただき、適正にして妥当な議決をいただきますようお願い申し上げます。

白露を過ぎ、朝夕に秋の気配を感じるころとなりました。皆様方におかれましてはご自愛の上、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願いを申し上げ、開会の言葉といたします。

ただ今の出席議員は19名であります。14番議員、田中弘子君につきましては、所定の手続きを得まして、欠席の届けを受けておりますことをご報告いたします。従いまして、定足数に達しておりますので、令和元年第2回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のうち、人権啓発課長が病気休暇のため出席できないことから、コミュニティーセンター所長が出席ということを申し添えておきます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湯浅正司君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、7番議員、岩下礼治君、8番議員、谷崎利浩君のご兩名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（湯浅正司君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果について、ご報告をいたします。

議会運営委員会を9月5日に開催し、本定例会の会期日程等につきまして審議を行いました結果、今定例会の附議事件については、当初41件でありましたが、その後、執行部より議案第54号、阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、上位法である内閣府令に誤りがあったことが判明、議案審議ができないことから取り下げたいとの申し出があり、本日午前9時30分より議会運営委員会を再度開催いたしました。結果、本議案の取り下げを認め、最終的に今定例会の附議事件が報告3件、承認1件、議案22件、認定13件及び請願1件の計40件であることを確認し、会期を本日9月12日から10月1日までの20日間といたしました。

次に、本定例会における議案等の審議の方法であります。報告3件、承認1件を除く議案22件、認定13件、請願1件につきましては、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。議案等の審議については、ただ今申しましたように、会期中の日程に従って各常任委員会に付託されますので、自己の委員会についての質疑はご遠慮願いたいと思います。

次に、一般質問の取り扱いについてご報告いたします。まず、一般質問の通告期限であります。9月17日の午後5時までといたしましたので、時間厳守で通告書の提出をお願いします。なお、各議員に申し上げますが、質問の要旨については、指定された時間を有効活用するためにも、わかりやすく具体的に記載していただくこと。また、通告内容以外の質疑とならないよう気をつけていただきますよう併せてお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問内容に対する確かな答弁に努められますようお願いいたします。なお、質問時間ではありますが、答弁も含め45分といたしておりますので、議員各位のご理解をお願いいたします。

次に、議会運営委員会として執行部に対し一言申し上げます。前回、6月定例会で可決となりました議案について、一部記載に誤りがあり、今回定例会において可決された議案の修正議案として再度議案の提出がなされました。本来、執行部においては議案の記載内容等を

十分に確認した上、その後、本会議中において審議されるべきものでありますが、結果的に誤った議案を可決したことは、議会、執行部ともに強く反省すべきものであります。今後このようなことがないよう緊張感を持って議会に臨まれますようお願いいたします。

最後になりましたが、本日の議会終了後は全員協議会を開くことにいたしておりますので、ご出席のほどよろしくをお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定いたしました。

ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、これを許したいと思います。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

6月議会で審議、可決をいただきました議案対しまして、ただ今、議会運営委員会委員長のほうから強く反省すべきとの嚴重注意をいただきました。本日、人権啓発課長は体調を崩しておりまして出席しておりませんが、全部課長出席しておりますので、執行部一同、重くかつ真摯に受け止め、以後、このような失態が生じないように、更に緊張感を持って議会に臨みたいと考えております。

それでは、議会運営委員長の報告にもありました議案第54号、阿蘇市特定教育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての上程撤回に関し、経過をご説明させていただきます。

本条例の一部改正につきましては、10月1日からの保育料無償化に向け、上位法の改正に伴って、本条例を改正するところでご提案の予定でございました。しかしながら、国から示されておりました内閣府令に多数の誤り、9月4日時点で43箇所、また9月6日時点では80箇所の誤り、今後またその法令を精査することにより、更に間違いの箇所が増える可能性もある、こういったこともございまして、今回、提案予定でありました議案第54号につきましては、間違いがあるとわかっている条例改正案を本議会に提案申し上げ、審議していただくことは不適切である、そう判断をいたしまして、議案の撤回を申し出させていただきました。本日の議会運営委員会におきまして、議案第54号の撤回のご了解をいただきました。本来でありますならば、それぞれお配りを申し上げます議案書等につきまして、議案第54号をなかつたものとして議案書、議案番号、その他すべてを差し替えるべきところではございますけれども、議案第54号を欠番といたしまして、既に配付させていただきました議案書議案番号によりこの議案第54号を除く議案等についてご審議を賜りますようお願いを申し上げます。併せまして、配付しております議案書、目次及び議案書の25ページから67ページの削除をお願い申し上げます。市長の提案理由の説明につきまして

は、議案第 54 号についての提案を行いませんので、本日改めて配付をさせていただいております。

なお、申し添えますけれども、10月1日からの保育料の無償化に関しましては、1年間の経過措置が設けられております。条例改正を先送りすることになりますけれども、対象となる方々が不利益を被ることはございません。内閣府令の最終修正を待った上で、以後の議会におきまして改めてご提案、ご審議をお願い申し上げます。

以上、議案撤回に至りました経過の報告とさせていただきます。終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で総務部長の説明を終わります。

日程第 3 令和元年第 1 回定例会で委員の選任同意及び推薦を適任とした方のご紹介について

○議長（湯浅正司君） 日程第 3「令和元年第 1 回定例会で委員の選任同意及び推薦を適任とした方のご紹介」を行います。

先の第 1 回定例会において、各種委員の選任同意、推薦の適任決定をいたしました。よって、本日お見えいただいておりますので、ここでご紹介を申し上げたいと思います。それでは入場をお願いいたします。

それでは、ご紹介申し上げます。最初に固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を行いました石寄寛二様をご紹介申し上げます。

それでは石寄様、どうぞ自己紹介をお願いいたします。

○固定資産評価審査委員会委員（石寄寛二君） おはようございます。

6 月議会において固定資産評価審査委員会委員に同意をいただきました石寄です。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、9 月議会の開会日の貴重な時間に挨拶の機会をいただき、ありがとうございます。これから固定資産評価審査委員として議員各位の指導をいただきながら、阿蘇市のために頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 続きまして、人権擁護委員公社の推薦の適任決定をいたしました園田みよ様、坂梨征子様をご紹介申し上げます。

それでは、園田みよ様から自己紹介をお願いいたします。

○人権擁護委員（園田みよ君） おはようございます。

この度、阿蘇市の人権擁護委員を賜りました園田でございます。現在、子ども部会のほうに所属いたしまして、SOSミニレター、それから人権教室等に微力ながら力を注いでおります。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 続きまして、坂梨征子様、お願いいたします。

○人権擁護委員（坂梨征子君） 皆様方、おはようございます。

平成 25 年の 7 月に推薦いただきまして委嘱状を頂戴いたしまして 2 期 6 年が終わりました。次、10 月から 3 期目に入るわけですがけれども、男女共同参画委員として所属しております。今、事務局で企画を担当しております、地域の皆様たちにいろんなことで人権啓発、

相談なりを進めていきたいなというところで、微力ですけども頑張っていきたいと思えます。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 皆様におかれましてはご多用中にも関りはせずご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。それでは、ご退席をお願いいたします。どうもお疲れ様でした。

以上をもちましてご紹介を終わります。

日程第4 諸般の報告について（議長）

○議長（湯浅正司君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告につきましては、先ほど配付いたしました別紙報告書をご覧いただきたいと思えます。

まず、監査委員より令和元年5月分から7月分までの例月出納検査報告書及び阿蘇医療センターと水道課の定期監査結果報告書が提出されております。報告書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、ご自由に閲覧を願いたいと思えます。

次に、市議会議長会等の開催状況についてであります。阿蘇市町村議長会による正副議長、各常任委員長及び議会運営委員長の研修会が7月26日、阿蘇市において開催され、また議長研修についても8月21日から23日まで、長野方面において実施されました。また、8月29日には、阿蘇市町村議長会、阿蘇市町村会により県知事・県議会議長に対して阿蘇地域の道路整備についての要望活動を行ったところです。詳細については後でご覧いただきたいと思えます。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第5 諸般の報告について（市長）

○議長（湯浅正司君） 日程第5、市長の諸般の報告を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） 改めまして、どうも皆様おはようございます。

まず、冒頭に、8月31日から7日間、インドネシアのロンボク島で開催された「第6回アジア太平洋ジオパークネットワーク会議」に出席してきました。本会議は、アジア太平洋地域のジオパーク活動に携わるものが、2年に一度集まって地域課題を持ち寄り、議論と交流を深め、今後の発展的なジオパーク活動につなげることを目的に開催されるものです。阿蘇ジオパークからは、中岳火口の見学エリア拡大に向けた活動など3件を口頭発表、世界各国の参加者に魅力を発信しました。この間、市議会の皆様にはご理解を賜り、議会開会を例年より延期していただきましたことを、改めて感謝を申し上げます。

さて本年、九州北部地方は、気象庁が統計を取り始めて以降、最も遅い梅雨入り（6月26日頃）となりましたが、梅雨明け後の8月末の記録的な豪雨等の影響で、佐賀県をはじめ、各地で甚大な被害が発生、早速、主な被災地へお見舞いを申し上げ、併せて市役所内に義援金箱を設置しました。なお、本格的な台風時期を迎え、本市では引き続き予防的避難を実施、

万全な警戒体制のもと、今後も“命を守る行動”につなげられるよう防災力の向上に取り組んでまいります。

また、九州北部豪雨や熊本地震など度重なる災害等の経験を踏まえ、ソフト・ハードの両面から、総合的な防災体制整備を目指し、今年度中に「国土強靱化地域計画」策定に着手する方針であり、将来にわたって、災害に強く、市民の皆様がより安心して安全に暮らすことができるよう災害リスクの軽減に努めてまいります。

今般、熊本地震後、阿蘇地域の皆様の日常生活をはじめ、あらゆる産業に大きな影響を及ぼしてきた主要交通網「国道 57 号（現道）」が 2020 年度中に開通する見通しとなり、国道 57 号北側復旧ルート及び阿蘇大橋の開通、J R 豊肥本線の全線運転再開と併せて、2020 年度中に閉ざされていた交通インフラが飛躍的に解消されることは、復興の大きな弾みとなり、大変ありがたく、関係機関に心から感謝申し上げます。

それでは、令和元年第 2 回阿蘇市議会定例会の開会にあたり、6 月の定例会以降の諸般の報告をいたします。

まず、総務部関係について報告します。

【総務課】

中岳第一火口は、4 月 14 日以降、噴火警戒レベル 2 を継続、6 月は活動が静穏化しつつありましたが、7 月 26 日に再び小規模噴火が発生、現在も断続的に噴火が続いています。市内一帯で降灰を確認、日常生活や各種産業への影響も危惧され、活動状況を注視しながら関係機関と連携し、被害が軽減できるよう対応してまいります。

防犯対策については、全国的に児童生徒が狙われる事件や、阿蘇市内でも子ども達への声かけ事案、行方不明事案が発生していることもあり、地域の安全対策を目的に、本年 2 月から防犯カメラ設置のための協賛を市内外事業所にお願ひし、160 件の賛同をいただきました。今後、阿蘇警察署等と協議し、主要箇所への設置を進めます。

また、近年、歩行者等の列に自動車が入り込むなど交通ルールを遵守していても避けられない事故が全国で相次いでおり、児童生徒は勿論、交通安全活動を推進する交通指導員等の皆様が危険を回避できるよう、7 月 9 日、国・県等に対し道路施設整備に係る財政措置拡充や交通安全施設設置を要望しました。

今後も地域と一体となって防犯対策の強化充実に取り組めます。

【波野支所】

波野支所庁舎建設事業は、7 月末で全事業が終了、8 月 5 日に開所式を行い、トラブルもなく新支所で業務を開始しました。地域の皆様からは、「利用しやすく、開放感もあり、明るくきれいになった。」など高い評価をいただいています。続いて、旧支所及び周辺施設の解体に着手します。

次に、市民部関係について報告します。

【市民課】

市役所及び内牧支所に設置している証明書自動交付機は 9 月末で利用が終了、市民の皆様にご不便をお掛けしないように本年 2 月から開始しているマイナンバーカードを活用した各

種証明書コンビニ交付の利用促進を図ってまいりました。

コンビニ交付をご利用いただくため、マイナンバーカード取得の申請・交付を目的に、今月末まで毎週日曜午前9時から正午までと毎週水曜午後7時まで、市民課と両支所窓口を延長し対応しています。

【福祉課】

新波野保育園新築移転工事は、7月1日に着工、8月中旬までに法面・整地工事等の土工事を完了し、下旬から基礎工事に取り掛かっています。今後も安全管理に細心の注意を払い、工事を進めてまいります。

阿蘇西小学校放課後児童クラブは、現在活動している旧校長官舎の老朽化及び収容力不足を解消するため、旧低学年棟の余裕教室を改修中であり、11月末に、すべての工事が完了予定です。

【ほけん課】

夏の住民健診は、特定健診、がん検診を含めた総受診者数が、昨年(3,409人)と比較して横ばい(3,426人)になっています。秋の健診では、より多くの方々に受けていただけるよう周知啓発に努め、ハガキ・電話による受診勧奨、医療機関での個別健診の受診勧奨に取り組む、受診率向上を目指します。

次に、経済部関係について報告します。

【農政課】

米穀データバンクが発表した本年産の水稻(コメ)の作況指数(平年=100)は、全国で「平年並み(100)」、県内も「平年並み(98)」の収穫が予測される中、本市では、6月の用水不足、その後の台風等の影響もありましたが、現在刈取り作業が始まり、作柄に支障なく、収量が確保されることを期待しています。

また、施設園芸は、先月の台風8号の影響で、一部施設で倒壊等の被害がありましたが、トマトやアスパラガスの作柄は例年並みの収量で推移している状況です。

一方、降灰による作物等の被害も懸念されるため、今後、国・県をはじめ関係機関と連携し、降灰対策にかかる施策等を講じてまいります。

農業振興については、集落営農組合の法人化に向け地域で話し合いが進められており、年度内に3組織の法人化実現を目指し引き続き推進してまいります。

来年度の皇室行事である新嘗祭に本市から米・粟を献上することが決定し、来年11月に128回目の歴史と伝統ある祭典に無事献上できるよう、関係機関による準備委員会等を立上げ、進めてまいります。

治山事業については、国直轄事業で整備する4箇所(高塚地域、長谷地域、東小堀地域2箇所)が8月末に完了、また、県営治山事業は、契約締結を終え、着実に事業整備が進んでいます。

林業関係は、本年度から制度化された森林経営管理制度がスタート、森林の適切な整備保全及び経営管理等の促進に向け、林業事業者等と連携し進めています。

【観光課】

夏休み期間中の観光客の状況は、繁忙期のお盆に台風が上陸し、宿泊キャンセルが相次いだこともあり、8月の宿泊者数は昨年度と比べやや落ち込みました。また、諸問題により、韓国からの旅行者が減少しており、今後も航空会社の国際線運休による影響が危惧されます。

サイクルツーリズムは、「シェアバイク導入実証事業」のスタートイベント「e-バイク（電動アシスト付き自転車）体験試乗会」を大阿蘇火の山まつりに併せて開催、市内4箇所（草千里、阿蘇駅、内牧、大観峰）に貸出し拠点を設け、シェアバイク導入の可能性や外国人旅行者向けのサービス提供等を検証中であり、新しい自転車利用サービスによる観光振興を図ります。

7月3日に「阿蘇竹田ブランド観光地域づくり推進協議会」を設立、早速、両市のストーリーづくりが展開されています。また、ラグビーワールドカップ期間中、5試合が予定されている会場に近い大分駅でのプロモーションを数回実施する予定です。

なお、今月28日・29日には、県内でもラグビーの歓迎イベント「祭りアイランド九州」が熊本市桜町周辺で開催され、本市から中江岩戸神楽保存会と横堀岩戸神楽保存会が出演し、阿蘇市をPRします。

今月7日・8日の両日、阿蘇神社近くのメイン会場をスタート、ゴールに「第9回大阿蘇元気ウオーク」を開催、1,400人を超える過去最多の参加者数で賑わいました。今回は、目玉として3年ぶりに開通した市道仙酔峡線を通る特別コースを設定、各コースごとに阿蘇の魅力を堪能していただきました。

【まちづくり課】

8月18日に開催された「大阿蘇火の山まつり」は、4年ぶりに「復興まつり」から名称を戻し、メイン会場及び花火会場を変更し実施しました。本年は天候にも恵まれ、地域の方々を主体とした出店、陸上自衛隊西部方面音楽隊による演奏、打ち上げ花火などで大盛況となり、昨年以上の人出となりました。今後も市民の皆様方の期待に応え、実行委員会とともに趣向を凝らした内容を企画するなど、より多くの方々の参加や来場につながるよう努めてまいります。

また、阿蘇坊中温泉「夢の湯」は、安全に安心して利用していただける施設になるよう設計内容を見直し、早期再開に向けて取り組んでいます。

10月からの消費税率引上げに伴い、住民税非課税者及び子育て世帯への消費に与える影響緩和と、地域で消費を喚起・下支えするため「阿蘇市プレミアム付商品券」事業を実施、10月1日から来年2月28日までの期間、本庁及び両支所で販売します。取扱店舗については、阿蘇市プレミアム付商品券実行委員会で現在募集しており、今月末に発送する商品券引換券に取扱店舗一覧表も同封し、周知してまいります。

併せて、消費増税に伴う景気対策として、中小店舗での買い物時にキャッシュレス決済を行った消費者の方に、買い物等で使えるポイント還元事業が来年6月まで実施されます。本市も、商工会を中心にキャッシュレス決済の普及と消費者の方の利便性向上を図り、外国人をはじめとした新たな消費需要開拓につなげます。

「阿蘇いこいの村」は、施設及び土地に係る不動産鑑定の評価を終え、地域活性化につな

がる利活用を計画してまいります。なお、株式会社阿蘇アグリスクエアからの和解金 150 万円は 8 月末に受領、和解条項どおり、土砂撤去を含め、全てが完了したことをご報告いたします。

次に、土木部関係について報告します。

【建設課】

国道 57 号北側復旧ルートトンネル部については、8 月 1 日現在、掘削後の壁面をコンクリートで覆う工事が進められており、本坑で 100%、避難坑で 42%の進捗です。

阿蘇山直轄砂防事業では、現在阿蘇市管内 6 箇所です砂防ダム整備が計画されており、一の宮町手野地区の盤名木川などの数箇所で工事に着手されています。

中九州横断道路の滝室坂トンネル工事は、8 月 1 日現在、本坑掘削で 11%、避難坑掘削で 27%の進捗です。現在、関係機関での滝室坂トンネル工事現地視察を計画調整中です。

県道整備については、8 月 7 日に県道内牧坂梨線（三野工区）バイパス約 2 kmが開通、日常の円滑な通行はもとより、有事の際は避難道路としての機能を果たすものと期待しています。

本年度の公共土木施設の災害発生状況は、6 月 29 日から 7 月 22 日までに発生した梅雨前線豪雨で、市道 6 件、河川 6 件の合計 12 件、被害額は約 1 億 5,000 万円です。今後、災害査定等を経て早期復旧に努めます。

【住環境課】

復興基金事業の宅地復旧支援事業は、現在まで 122 件の申請があり、8 月末時点で 114 件が完了しています。なお、本年 4 月以降の申請状況は 13 件で、申請件数も落ち着きを見せつつあります。これから、本事業を申請予定の方は、今年度中に「事前申出」が必要になるため、「広報あそ」や「お知らせ端末」などで引き続き周知徹底を図ります。

「仮設・みなし仮設住宅」からの住居再建の状況は、「自宅再建」、「賃貸住宅での再建」と「災害公営住宅入居予定の方」を含めると、約 92%となっており、残り約 8%の方が再建途中です。

「災害公営住宅」については、大道団地が 11 月に入居予定、残りの小里団地・古神団地は年度内の入居完了を目指しています。

次に教育部関係について報告します。

【教育課】

各小中学校では、夏休み期間中、台風 8 号・10 号の接近もありましたが、大きな事故もなく、新学期がスタートしました。休み期間中、各学校において地元在住の大学生や阿蘇中央高校の生徒達の協力により、サマースクールを開催、児童・生徒の学力向上の機会を設け、充実した教育活動が展開されました。

また、夏季休業期間に「教職員の全体研修会」を開催、更なる指導力の向上に努めました。

学校施設のエアコン設置工事は、7 月に入札、夏休みに着工し、来年 2 月末の完成に向け取り組んでいます。

社会教育については、8 月 4 日に阿蘇郡市人権同和教育研究大会が小国町で開催され、阿

蘇市から 320 人が参加、保育園・幼稚園・小中学校の実践報告等があり研修を深めました。9 月 7 日には「少年の主張」熊本県大会が阿蘇体育館で開催され、県下 12 人がエントリーする中、本市から波野中学校 3 年生の生徒が「多くの人々に感動を」というテーマで発表しました。

また、生涯学習講座の発表等の場「阿蘇市文化祭」が 11 月 2 日・3 日に、また、未来を担う子ども達の発表の場「阿蘇市こども芸術祭」は同月 9 日に阿蘇体育館で開催されます。多くの皆様にご観覧いただけるよう、広く周知してまいります。

次に、病院事業について報告します。

【阿蘇医療センター】

地域における医療提供体制の整備と維持を図り、医師偏在の解消と医師の働き方改革を推進するため、県が「熊本県地域医療連携ネットワークの構築」に向けた事業をスタートしました。本医療センターは、医師少数区域の公立病院として、現状を訴え、医師派遣を強く要望していきます。

また、来年度の常勤医師確保については、「地域医療拠点病院」の指定を受けた阿蘇医療センターと小国公立病院間の相互連携を強化、波野診療所及び産山村診療所への診療支援と臨床研修医の受入れを積極的に行い、これにより、熊本大学に設置された「地域医療連携ネットワーク実践学寄附講座」からの常勤医師派遣も期待されるところです。

今後も引き続き、関係機関と連携し、医師・看護師の確保、小児科・神経難病・がん等の専門外来の維持、糖尿病・肝疾患・認知症に係る医療機能の充実に取り組み、地域の皆様方の医療需要に応え、安心して受診できる地域医療を確保していきます。

以上、第 2 回定例会の開会にあたっての諸般の報告といたします。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の諸般の報告を終わります。

日程第 6 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 日程第 6、市長より「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、引き続きまして、令和元年第 2 回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第 10 号「専決処分の報告について」

報告第 11 号「専決処分の報告について」

本件は、令和元年 5 月 24 日、熊本市東区において発生した公用車の事故について、同年 7 月 19 日に物損事故、同月 21 日に人身事故の示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

承認第 6 号「専決処分した令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

本件は、7 月の梅雨前線豪雨において被災した河川の応急復旧に係る予算が必要であったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定によ

り報告し、承認を求めるものであります。

歳入では国庫支出金及び市債を追加し、歳出では測量設計委託料及び工事請負費を追加、予備費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 997 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 160 億 460 万 2,000 円といたしました。

議案第 50 号「阿蘇市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について」

議案第 51 号「阿蘇市会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について」

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度の導入を行うため、本条例を制定するものであります。

議案第 52 号「阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」

本件は、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 53 号「阿蘇市阿蘇保健福祉センター条例及び阿蘇市一の宮温泉センター条例の一部改正について」

本件は、本年 10 月から実施される幼児教育・保育無償化と併せ、子育て世帯の経済的負担軽減の一助とするため、阿蘇市が設置する温泉施設の使用料を小学生未満の者について無料としたいので、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 55 号「阿蘇市温水プール・温泉施設条例の一部改正について」

本件は、本年 10 月から実施される幼児教育・保育無償化と併せ、子育て世帯の経済的負担軽減の一助とするため、アゼリア 2 1 の温泉施設の使用料を市内居住の小学生未満の者について無料としたいので、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 56 号「阿蘇市水道事業給水条例の一部改正について」

本件は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 57 号「阿蘇市病院事業使用料等徴収条例の一部改正について」

本件は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律の施行に併せて、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 58 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

歳入では、普通交付税及び繰越金の確定額並びに地域振興基金の積み増しに係る市債等を計上しております。

歳出では、地域振興基金等の特定目的基金の積み増し、災害復旧事業費、夢の湯施設改修事業費及び中山間地域等直接支払事業費等を計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 19 億 1,828 万 5,000 円を追加し、

歳入歳出予算総額を 179 億 2,288 万 7,000 円としました。

議案第 59 号「令和元年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では繰越金を、歳出では予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 896 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 9,696 万 4,000 円としました。

議案第 60 号「令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

歳入では繰越金を、歳出では総務費、事業費及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 5,852 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 7 億 1,901 万 7,000 円としました。

議案第 61 号「令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

本件は、主に平成 30 年度決算額の確定に伴い補正するものであります。

歳入では国民健康保険税、繰入金及び繰越金を、歳出では基金積立金及び諸支出金等を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 2 億 1,679 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 36 億 5,528 万 8,000 円としました。

議案第 62 号「令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

本件は、主に平成 30 年度決算額の確定に伴い補正するものであります。

歳入では支払基金交付金及び繰越金を、歳出では基金積立金及び諸支出金等を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 2 億 3,003 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 36 億 4,500 万 6,000 円としました。

議案第 63 号「令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

本件は、主に平成 30 年度決算額の確定に伴い補正するものであります。

歳入では繰越金を、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金、諸支出金等を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 907 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 4 億 3,818 万 6,000 円としました。

議案第 64 号「令和元年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では繰越金を、歳出では予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 386 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 1,127 万 6,000 円としました。

議案第 65 号「令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では繰入金、繰越金等を、歳出では水道管理費等を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1,249 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 1,730 万円としました。

議案第 66 号「令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では繰入金及び繰越金を、歳出では委員会費及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 904 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 2,977 万 7,000 円としました。

認定第 1 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 2 号「平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 3 号「平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 4 号「平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 5 号「平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 6 号「平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 7 号「平成 30 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 8 号「平成 30 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 9 号「平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 10 号「平成 30 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 11 号「平成 30 年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

本件は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、平成 30 年度阿蘇市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、議会の認定に付するものであります。

認定第 12 号「平成 30 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」

本件は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、同会計決算について、議会の認定に付するものであります。

認定第 13 号「平成 30 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」

本件は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度阿蘇市病院事業会計決算について、議会の認定に付するものであります。

報告第 12 号「平成 30 年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

議案第 67 号「「字の区域の変更について」の一部訂正について」

令和元年第 1 回阿蘇市議会定例会において議決を経た議案第 47 号「字の区域の変更について」の一部を訂正したいので、改めて、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の

議決を求めるものであります。

議案第 68 号「工事請負契約の締結について」

本件は、阿蘇市公共下水道阿蘇市浄化センター他の建設工事の請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び、阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 69 号「工事請負契約の変更について」

本件は、災害公営住宅古神団地建設工事請負契約について、契約変更を締結したいので、阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 70 号「工事請負契約の変更について」

本件は、災害公営住宅小里団地建設工事請負契約について、契約変更を締結したいので、阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 71 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 72 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案 39 件（報告 3 件、承認 1 件、条例 7 件、予算 9 件、決算 13 件、その他 6 件）を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

この後、午前 11 時 15 分より全員協議会を開催いたしますので、ご出席のほどよろしくお願ひいたします。

お疲れ様でした。

午前 11 時 00 分 散会